

ネットとうほく 2016 (検) 第 2 号 - 3

平成 30 年 3 月 19 日

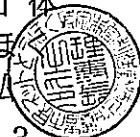
東京都千代田区紀尾井町 1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町
紀尾井タワー 2 3 階
ワイジェイ FX 株式会社 御 中

〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木 1-2-40
ブライトシティ柏木 702 号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理 事 長 吉 岡 和 弘

電 話 0 2 2 - 7 2 7 - 9 1 2 3

F A X 0 2 2 - 7 3 9 - 7 4 7 7

U R L <http://www.shiminnet-tohoku.com>



申 入 書 (再度)

貴社からの平成 29 年 10 月 20 日付の回答書の内容を踏まえ、以下の点につき再度申入れ致します。

貴社は、当団体が指摘した各条項について、「弊社の責めに帰すべき事由による『コンピューターシステムやソフトウェアの故障・誤作動』により生じた損害まで免責する趣旨ではありません」と回答しております。

しかしながら、貴社の約款の当該条項は通常、貴社が「軽過失」の場合の損害賠償請求について免除していると読み取れますから、消費者契約法 8 条 1 項 1・3 号に該当することになりますので、貴社の意図せざる内容になっているといわざるを得ません。

したがいまして、再度、貴社の各条項について見直して頂きますよう、申し入れ致します。

以上